

新 監 査 第 350 号  
令和 5 年 11 月 30 日

請求人 様

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

### 新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

令和 5 年 10 月 20 日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたので通知します。

### 記

#### 第 1 請求の内容

##### 1 請求の提出日

令和 5 年 10 月 20 日

##### 2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から、請求の要旨を次のように理解しました。

##### （1）主張事実

平成 31 年 4 月 10 日、請求人は広聴相談課に対し「新潟市長の指示を受け「市長への手紙」の回答をしないとしているが、具体的に指示したことを示したもの（「市長への手紙」事務取扱要領以外の具体的に指示したことを示したもの）」の個人情報開示請求をした。広聴相談課長及び同課係長は新潟市個人情報保護条例の規定に基づき開示しなければならないにもかかわらず、平成 31 年 4 月 24 日付けで請求人の求めている内容とは違う行政文書を一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）し、本件一部開示決定に係る行政文書（以下「本件開示文

書」という。)の写しを交付するため、本件開示文書をコピーした。新潟市個人情報保護条例及び新潟市財務規則(以下「条例等」という。)を故意に遵守せず、必要のないコピーを行い、市の財務会計上、損害を生じさせた。

請求人が本件一部開示決定を不服として行政不服審査法に基づき行った、令和元年5月10日付け審査請求に対し、審査庁である市民生活課の令和5年10月5日付け裁決(以下「本件裁決」という。)により、請求人が開示請求した行政文書は存在せず、処分庁である広聴相談課が行った本件一部開示決定が取り消された。

条例等に従って開示しなければならないのに、故意に存在しない行政文書をあたかも請求文書と偽り、本件開示文書を一部開示した。本件開示文書の写しの交付に要した費用は必要のない経費であり、市に損害を生じさせた。

## (2) 措置請求

条例等に基づいた手続をするように改善を求める。本件開示文書の写しの交付に要した費用の返還を求める。

## 第2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

### 1 住民監査請求の対象について

住民監査請求は、自治法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることと定められており、その対象は、普通地方公共団体の長又は職員等による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

また、住民監査請求の監査結果を不服として行われた住民訴訟の対象について、係る住民訴訟の根拠条文である自治法第242条の2第1項第4号に関し、平成4年12月15日最高裁判決において「損害賠償責任を問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である」と判示していることから、住民監査請求の要件もかかる解釈に従って検討されるべきものと解される。

これを本件についてみると、請求人は、本件裁決により本件一部開示決定が取り消されたことに伴い、本件開示文書の写しの交付に要した費用の支出についても違法又は不当であると主張している。しかし、住民監査請求の対象となるのは、前述のとおり、たとえ先行する原因行為に違法又は不当な事由があったとしても、その原因行為を前提としてされた後行の財務会計上の行為が財務会計法規上の義務に違反する違法又は不当なものであるときに限られている。本件請求における原因行為は、本件裁決により取り消された本件一部開示決定と考えられるが、本件請求には、その原因行為を前提としてされた広聴相談課の職員による本件開示文書の写しの交付に要した費用に係る支出命令等の財務会計上の行為そのものが財務会計法規上の義務に違反する違法又は不当なものであることの具体的な主張は一切ない。

よって、本件請求は不適法な住民監査請求であるといわざるを得ない。

## 2 結論

以上のことから、本件請求は自治法第 242 条第 1 項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。